

邑南町中小企業・小規模企業振興条例

(前文)

これまで邑南町の中小企業・小規模企業は、地域社会を支え雇用やにぎわいを創出することで町民の暮らしの向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、少子高齢化と人口減少、長引く景気低迷の影響を受け、その経営環境は厳しさを増している。中小企業・小規模企業自身も経営改善及び向上に努められ景気回復の兆しはみえるものの、商業年間商品販売額や製造品出荷額は減少傾向にあり依然厳しい状況が続いている。

また、加えて都市部へ購買力の流出が続き町内消費率は年々減少している。町内消費率の低下は、消費者が町外で買物する割合が高まることを意味し、経営悪化から廃業につながる要因のひとつとなっている。地元中小企業・小規模企業を守り元気にしていくためには町内消費率を向上させ町内経済循環を拡大させていくことが重要となるが、そのためには、地元中小企業・小規模企業の自助努力はもちろんのこと、町民が一体となり地元企業を「守っていこう」という理念をもち支援していくことも必要となる。

本町は今後 5 年先、10 年先を見据え「地元中小企業・小規模企業が元気になれば、おのずと地域は元気になる」との信念をもち、暮らしやすく活力のある町をつくっていききたい。

ここに、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を明らかにするとともに、町、町民、関係機関それぞれの役割分担を明確にすることで、町全体が一丸となりさらなる発展を目指していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本町経済の発展及び雇用の場の創出を図り、町民の暮らしの向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第 1 号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会やその他中小企業・小規模企業を支援する団体をいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、農業協同組合、日本政策金融公庫、その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

- (6) 教育機関 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、本町経済の発展に寄与し、雇用の場
を創出するなど、町民の暮らしの向上に大きく貢献することを旨として推進
されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、経営の向上及び改善に対する自主的な努
力を促進することを旨として推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、本町の有する自然、歴史、伝統・文化、
豊かな特産物、多様な技術、優れた産業基盤及びその他の特色ある地域資源
等を十分に活用することにより推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保
するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成すること
を旨として推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、町、島根県、中小企業者、小規模企業者、
中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関及び町民が相互に連
携して推進されなければならない。

(基本的施策)

第 4 条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる中小企業・小規模企業の振興に
関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 安心して子どもを産み育てることができる雇用環境を整備するための
施策
- (2) 地域資源を活用し、地域に根ざした産業を促進するための施策
- (3) 地域内経済循環を拡大するための施策
- (4) 町の賑わいにつながる商工業及びサービス業を振興するための施策
- (5) 農林商工等連携、6 次産業化を促進するための施策
- (6) 国内外における販路開拓、取引拡大の支援を行うための施策
- (7) 中小企業・小規模企業の経営実態を把握するための施策
- (8) 中小企業・小規模企業の経営安定及び革新支援を行うための施策
- (9) 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を推進するための施策
- (10) 事業を行う人材育成と確保を行うための施策
- (11) 融資制度等による資金供給の円滑化を図るための施策
- (12) 新事業創出及び起業推進を図るための施策
- (13) 地域課題を解決する社会起業家の育成支援及びコミュニティビジネス
を推進するための施策
- (14) 企業誘致を促進するための施策
- (15) 町産業の魅力を発信するための施策
- (16) 中小企業・小規模企業支援の推進体制を構築するための施策
- (17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第5条 町は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

3 町は、学校教育において勤労及び職業に対する意識の啓発が、中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成につながることから、児童及び生徒に対する職業体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の安定及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、町等(国、県及び町をいう。以下同じ。)に対しての情報提供や提案を行いながら、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業支援団体は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第10条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が町民の暮らしの向上に寄与することを踏まえ、中小企業・小規模企業が供給する商品等に対する理解及び需要の増進を図るなど、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第11条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を、中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援団体その他町長が必要と認める者からの意見を聞いた上で検証し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 12 条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。